

福岡県医発第1312号(地)

平成20年9月16日



各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公印省略)

一般病棟入院基本料を算定している病棟に長期入院している高齢の脳卒中
後遺症患者及び認知症患者に関する診療報酬の算定の際の留意事項について

平成20年度診療報酬改定において、平成20年3月31日に廃止予定であった「特殊疾患療養病棟入院料及び特殊疾患入院医療管理料」が、期待される役割があることから存続されることとなり、本来設けられた趣旨・目的に照らして対象疾患を見直すとし、6か月間の準備期間を設け、平成20年10月1日より「脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者」が除外され、同様に、一般病棟が本来担うべき役割をより明確にするため、障害者施設等入院基本料及び後期高齢者特定入院基本料につきましても対象の見直しが行われたものであります。

このうち、後期高齢者であって、90日を超える期間、同一の保険医療機関の一般病棟に入院している患者(別に厚生労働大臣が定める状態等にあるものを除く。)は、特定患者として減額された後期高齢者特定入院基本料により算定されますが、平成20年10月1日からは、特定患者から除外される「別に厚生労働大臣が定める状態等にあるもの」の対象から、脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者が除かれるため、医療機関から退院を迫られる患者が生じる恐れがあり、与党の高齢者医療制度に関するプロジェクトチームより、受け皿整備が十分でない現状から、きめ細やかな配慮を行うよう指摘があり、中医協の了承を得た上で、厚生労働省保険局医療課長より別紙のとおり留意事項の一部改正が通知された旨、日本医師会より通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

改定の概要は、①平成20年9月30日現在において一般病棟入院基本料を算定している病棟に入院している患者又は②疾病発症当初から当該一般病棟入院基本料を算定する病棟に入院している新規入院患者であって、当該保険医療機関が退院や転院に向けて努力をしているものについては、基本診療料の施設基準等の別表第四第十二

小郡三井医師会より

医療保険・後期高齢者医療担当理事 毛利康茂
医療保険副担当理事 島田昇二郎
後期高齢者医療副担当理事 名取一幸
会長 丸山 泉

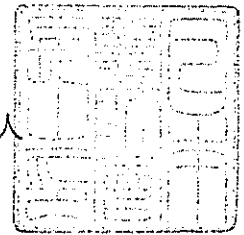
号に該当するものとして、90日を超えても後期高齢者特定入院基本料の算定対象としないこととするものであります。

なお、各保険医療機関においては、退院支援の状況について、「退院支援状況報告書」（別紙1）を地方社会保険事務局長に毎月届け出ることとなります。

つきましては、本改正につきまして、貴会会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤祥人



一般病棟入院基本料を算定している病棟に長期入院している高齢の脳卒中
後遺症患者及び認知症患者に関する診療報酬の算定の際の留意事項について

平成20年度診療報酬改定において、平成20年3月31日に廃止予定であった「特殊疾患療養病棟入院料及び特殊疾患入院医療管理料」が、期待される役割があることから存続されることとなり、本来設けられた趣旨・目的に照らして対象疾患を見直すとし、6か月間の準備期間を設け、平成20年10月1日より「脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者」が除外され、同様に、一般病棟が本来担うべき役割をより明確にするため、障害者施設等入院基本料及び後期高齢者特定入院基本料につきましても対象の見直しが行われたものであります。

このうち、後期高齢者であって、90日を超える期間、同一の保険医療機関の一般病棟に入院している患者（別に厚生労働大臣が定める状態等にあるものを除く。）は、特定患者として減額された後期高齢者特定入院基本料により算定されますが、平成20年10月1日からは、特定患者から除外される「別に厚生労働大臣が定める状態等にあるもの」の対象から、脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者が除かれるため、医療機関から退院を迫られる患者が生じる恐れがあり、与党の高齢者医療制度に関するプロジェクトチームより、受け皿整備が十分でない現状から、きめ細やかな配慮を行うよう指摘があり、中医協の了承を得た上で、厚生労働省保険局医療課長より別添のとおり留意事項の一部改正が通知されたものであります。

改定の概要は、①平成20年9月30日現在において一般病棟入院基本料を算定している病棟に入院している患者又は②疾病発症当初から当該一般病棟入院基本料を算定する病棟に入院している新規入院患者であって、当該保険医療機関が退院や転院に向けて努力をしているものについては、基本診療料の施設基準等の別表第四第十二号に該当するものとして、90日を超えても後期高齢者特定入院基本料の算定対象としないこととするものであります。

なお、各保険医療機関においては、退院支援の状況について、「退院支援状況報告書」を地方社会保険事務局長に毎月届け出ることとなります。（詳細につきましては添付資料をご参照ください。）

つきましては、本改正につきまして、貴会会員への周知方ご高配賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

一般病棟入院基本料を算定している病棟に長期入院している高齢の脳卒中後遺症患者
及び認知症患者に関する診療報酬の算定の際の留意事項について

（平20.9.5 保医発第0905001号 厚生労働省保険局医療課長・歯科医療管理官）



保医発第0905001号
平成20年9月5日

地方社会保険事務局長
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)長
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)長 } 殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



一般病棟入院基本料を算定している病棟に長期入院している高齢の脳卒中後遺症患者
及び認知症患者に関する診療報酬の算定の際の留意事項について

平成20年度診療報酬改定において、一般病棟が本来担うべき役割を明確にするため、一般病棟入院基本料を算定している病棟に90日を超えて入院している後期高齢者である患者であって、重度の意識障害、人工呼吸器装着、頻回の喀痰吸引等を実施している状態等（基本診療料の施設基準等（平成20年3月5日厚生労働省告示第62号）別表第四第一号から第十一号の各号に掲げる状態）にない脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者（以下、「対象患者」という。）について後期高齢者特定入院基本料の算定対象患者とし、半年間の準備期間を設け、平成20年10月1日から施行することとしているところであるが、今般、「診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について」（平成20年3月5日保医発第0305001号）の一部を別紙のとおり改正することとした。

適用に当たっての留意事項は、下記のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、支払審査機関等に対し、周知徹底を図られたい。

記

1 改正の概要

対象患者のうち、平成20年9月30日現在において一般病棟入院基本料を算定している病棟に入院している患者又は疾病発症当初から当該一般病棟入院基本料を算定

する病棟に入院している新規入院患者であって、当該保険医療機関が退院や転院に向けて努力をしているものについては、基本診療料の施設基準等の別表第四第十二号に該当するものとして、90日を超えても後期高齢者特定入院基本料の算定対象としないこととした。なお、各保険医療機関においては、退院支援の状況について、退院支援状況報告書を地方社会保険事務局長に毎月届け出ること。

2 適用に当たっての留意事項について

- (1) 今回の改正によって後期高齢者特定入院基本料の算定対象とならない患者については、基本診療料の施設基準等の別表第二第十六号に該当するものであることから、平均在院日数の計算対象としない患者となること。
- (2) 退院支援状況報告書の届出時点では直ちに退院の見込みのない患者であっても、当該保険医療機関が退院や転院に向けた努力をしているものについては、後期高齢者特定入院基本料の算定対象としないものであること。
- (3) 一定期間経過後、実態の把握を行う予定であるので、各社会保険事務局においては、届出のあった退院支援状況報告書について整理をしておくこと。

- 1 別添1の第1章基本診療料、第2部入院料等、第1節入院基本料、A100一般病棟入院基本料(4)の表を次のように改める。

状 態 等	診療報酬点数	実施の期間等
1 難病患者等入院診療加算を算定する患者	難病患者等入院診療加算	当該加算を算定している期間
2 重症者等療養環境特別加算を算定する患者	重症者等療養環境特別加算	当該加算を算定している期間
3 重度の肢体不自由者（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。）、脊髄損傷等の重度障害者（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。）、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等（※1参照）		左欄の状態にある期間
4 悪性新生物に対する治療（重篤な副作用のおそれがあるもの等に限る。）を実施している状態（※2参照）	動脈注射 抗悪性腫瘍剤局所持続注入 点滴注射 中心静脈注射 骨髄内注射 放射線治療（エックス線表在治療又は血液照射を除く。）	左欄治療により、集中的な入院加療を要する期間
5 観血的動脈圧測定を実施している状態	観血的動脈圧測定	当該月において2日以上実施していること
6 リハビリテーションを実施している状態（患者の入院の日から起算して180日までの間に限る。）	心大血管疾患リハビリテーション、脳血管疾患等リハビリテーション、運動器リハビリテーション及び呼吸器リハビリテーション	週3回以上実施している週が、当該月において2週以上であること
7 ドレーン法若しくは胸腔又は腹腔の洗浄を実施している状態（※3参照）	ドレーン法（ドレナージ） 胸腔穿刺 腹腔穿刺	当該月において2週以上実施していること
8 頻回に喀痰吸引・排出を	喀痰吸引、干渉低周波去痰器	1日に8回以上（夜間を含め

実施している状態（※3 参照）	による喀痰排出 気管支カテーテル薬液注入法	約3時間に1回程度）実施している日が、当該月において20日以上であること
9 人工呼吸器を使用している状態	間歇的陽圧吸入法、体外式陰圧人工呼吸器治療 人工呼吸	当該月において1週以上使用していること
10 人工腎臓、持続緩徐式血液濾過又は血漿交換療法を実施している状態	人工腎臓、持続緩徐式血液濾過 血漿交換療法	各週2日以上実施していること 当該月において2日以上実施していること
11 全身麻酔その他これに準ずる麻酔を用いる手術を実施し、当該疾病に係る治療を継続している状態（当該手術を実施した日から起算して30日までの間に限る。）	脊椎麻酔 開放点滴式全身麻酔 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔	_____
12 前各号に掲げる状態に準ずる状態にある患者（※4 参照）	_____	_____

2 別添1の第1章基本診療料、第2部入院料等、第1節入院基本料、A100一般病棟入院基本料（4）※4を次のように改める。

※4 基本診療料の施設基準等別表第四第十二号に規定する「前各号に掲げる状態に準ずる状態にある患者」は、基本診療料の施設基準等別表第四第一号から第十一号の各号に掲げる状態に該当しない脳卒中の後遺症の患者又は認知症の患者であって、以下のいずれにも該当するものとする。なお、②の届出は毎月行うものとし、当該診療月の翌月10日までに届け出るものとする。

- ① 平成20年9月30日現在において一般病棟入院基本料を算定している病棟に入院している患者又は疾病発症当初から当該一般病棟入院基本料を算定する病棟に入院している新規入院患者
- ② 当該保険医療機関が退院や転院に向けて努力をしており、その状況について、別紙様式27により地方社会保険事務局長に届け出ているもの

3 別添1の2の（別紙様式26）の次に（別紙様式27）を加える。

90日を超えて一般病棟に入院している脳卒中の後遺症又は 認知症患者に関する退院支援状況報告書

社会保険事務局長 殿

平成 年 月

患者名		入院日	平成 年 月 日
病棟(病室)		退院日 (既に退院している 場合に記入)	平成 年 月 日
病名	脳卒中の後遺症 ・ 認知症		
日常的に行われている医療行為その他特記すべき病状等			
患者以外相談者	家族 ・ その他関係者()		
退院支援を行う者の氏名 (下記担当者以外の退院支援を行う病棟看護師・医師等がいる場合に記入)			
退院に係る問題点、課題等	・ 退院可能であるが受け入れ先の施設がない ・ 受け入れ先が決定しているが待機中である(受け入れ先:) ・ 利用できる在宅サービスがなく退院することができない ・ 家族等だけでは療養や介護を担えないため退院することができない ・ その他()		
退院へ向けた支援の概要			
予想される退院先	・ 自宅 ・ 有料老人ホーム、高齢者専用賃貸住宅、グループホーム等の施設 ・ 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の介護施設 ・ 療養病床等の長期療養型医療施設 ・ その他()		
退院後に利用が予想される社会福祉サービス等			

(医療機関名)

(退院支援計画担当者)

印

診療報酬の算定方法の制定等に伴う実施上の留意事項について（抜粋）

（平成20年3月5日保医発第0305001号）

第1節 入院基本料

A100 一般病棟入院基本料

（1）～（3）（略）

（4） 「注4」に規定する特定患者とは、90日を超える期間、同一の保険医療機関（特別の関係にある保険医療機関を含む。）の一般病棟に入院している患者であって、当該90日を経過する日の属する月（90日経過後にあつてはその後の各月とする。以下、下の表において単に「月」という。）に下の表の左欄に掲げる状態等にあつて、中欄の診療報酬点数に係る療養のいずれかについて、右欄に定める期間等において実施している患者（以下「基本料算定患者」という。）以外のものをいう。

なお、左欄に掲げる状態等にある患者が、退院、転棟又は死亡により右欄に定める実施の期間等を満たさない場合においては、当該月の前月に基本料算定患者であった場合に限る、当該月においても同様に取り扱うこととする。

状 態 等	診療報酬点数	実施の期間等
1 難病患者等入院診療加算を算定する患者	難病患者等入院診療加算	当該加算を算定している期間
2 重症者等療養環境特別加算を算定する患者	重症者等療養環境特別加算	当該加算を算定している期間
3 重度の肢体不自由者（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。）、脊髄損傷等の重度障害者（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。）、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等（※1参照）	_____	左欄の状態にある期間
4 悪性新生物に対する治療（重篤な副作用のおそれがあるもの等に限る。）を実施している状態（※2参照）	動脈注射 抗悪性腫瘍剤局所持続注入 点滴注射 中心静脈注射 骨髄内注射 放射線治療（エックス線表在治療又は血液照射を除く。）	左欄治療により、集中的な入院加算を要する期間
5 観血的動脈圧測定を実施している状態	観血的動脈圧測定	当該月において2日以上実施していること
6 リハビリテーションを実施	心大血管疾患リハビリテーシ	週3回以上実施している週

施している状態（患者の入院の日から起算して180日までの間に限る。）	ョン、脳血管疾患等リハビリテーション、運動器リハビリテーション及び呼吸器リハビリテーション	が、当該月において2週以上であること
7 ドレーン法若しくは胸腔又は腹腔の洗浄を実施している状態（※3参照）	ドレーン法（ドレナージ） 胸腔穿刺 腹腔穿刺	当該月において2週以上実施していること
8 頻回に喀痰吸引・排出を実施している状態（※3参照）	喀痰吸引、干渉低周波去痰器による喀痰排出 気管支カテーテル薬液注入法	1日に8回以上（夜間を含め約3時間に1回程度）実施している日が、当該月において20日以上であること
9 人工呼吸器を使用している状態	間歇的陽圧吸入法、体外式陰圧人工呼吸器治療 人工呼吸	当該月において1週以上使用していること
10 人工腎臓、持続緩徐式血液濾過又は血漿交換療法を実施している状態	人工腎臓、持続緩徐式血液濾過 血漿交換療法	各週2日以上実施していること 当該月において2日以上実施していること
11 全身麻酔その他これに準ずる麻酔を用いる手術を実施し、当該疾病に係る治療を継続している状態（当該手術を実施した日から起算して30日までの間に限る。）	脊椎麻酔 開放点滴式全身麻酔 マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔	_____
12 前各号に掲げる状態に準ずる状態にある患者（※4参照）	_____	_____

※1～3 （略）

※4 基本診療料の施設基準等別表第四第十二号に規定する「前各号に掲げる状態に準ずる状態にある患者」は、定められていない。基本診療料の施設基準等別表第四第一号から第十一号の各号に掲げる状態に該当しない脳卒中の後遺症の患者又は認知症の患者であって、以下のいずれにも該当するものとする。なお、②の届出は毎月行うものとし、当該診療月の翌月10日までに届け出るものとする。

- ① 平成20年9月30日現在において一般病棟入院基本料を算定している病棟に入院している患者又は疾病発症当初から当該一般病棟入院基本料を算定する病棟に入院している新規入院患者
- ② 当該保険医療機関が退院や転院に向けて努力をしており、その状況について、別紙様式27により地方社会保険事務局長に届け出ているもの

(5)～(7) （略）